

令和8年第1回広尾町議会定例会 第1号

令和8年3月4日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 令和8年度町政執行方針
- 8 令和8年度教育行政執行方針
- 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 10 議案第 4号 広尾町名誉町民の決定について
- 11 議案第 5号 広尾町観光案内所指定管理者の指定について
- 12 議案第 6号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 13 議案第 7号 広尾町乳児等通園支援事業に関する利用者負担額及び定員を定める条例の制定について
- 14 議案第 8号 広尾町認定こども園条例の一部改正について
- 15 議案第 9号 広尾町介護保険条例の一部改正について
- 16 議案第10号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について
- 17 議案第11号 広尾町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 18 議案第12号 広尾町青少年研修センター設置条例の一部改正について
- 19 議案第13号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 斎藤 弘 樹 | 2番 尾 矢 利 昭 |
| 3番 大 庭 克 彦 | 4番 雄 谷 幸 裕 |
| 5番 山 岸 謙 一 | 6番 松 田 健 司 |
| 7番 志 村 國 昭 | 8番 浜 野 隆 |
| 9番 萬亀山 ちず子 | 10番 前 崎 茂 |
| 11番 渡 辺 富久馬 | 12番 山 谷 照 夫 |
| 13番 堀 田 成 郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	田	中	靖	章
副	町	及	川	隆	之
会	計	沖	田	一	美
兼	出	沖	田	一	美
総	務	山	崎	勝	彦
総	務	保	坂	一	也
併	総	西	内		努
併	総	木	村	正	樹
併	総	坂	田	邦	昭
併	総	北	山		誠
企	画	鎌	田		慎
企	画	木	下	慶	太
住	民	柏	崎	弥	香
兼	住	三	浦	直	子
保	健	山	畑	裕	貴
保	健	宝	泉		大
兼	老人福祉センター	山	畑	裕	貴
兼	地域包括支援センター	山	畑	裕	貴
兼	健康管理センター	宝	泉		大
健康管理センター	次長	三	浦	直	子
保健福祉課	子育て支援室長	浜	頭		力
兼	子育て世代包括支援センター	浜	頭		力
認定こども園	ひろお保育園長	船	田	光	恵
豊	似	小	村	和	徳
特別養護老人ホーム	所長	金	石	輝	義
兼	養護老人ホーム	金	石	輝	義
農	林	寺	井		真
兼	町	寺	井		真
水産商工	観光課長	室	谷	直	宏
水産商工	観光課長	山	田	雅	樹
建設	水道課長	楠	本	直	美
建設	水道課長	三	上	昌	樹
建設	水道課長	川	崎	幸	一

兼下水終末処理センター長	楠	本	直	美
港 湾 課 長	安	岡	伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須	田	圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	渡	辺	將	人
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
兼学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	(19)	田	㊦	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴	木	孝	俊
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大	森	康	雄
事 務 局 長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事 補	別	所	龍	月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和8年第1回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、松田健司議員、11番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
2月18日と2月26日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
次に、本定例会に、町長から諮問1件、議案28件を受理しております。
また、議会から意見書案2件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和7年11月から令和8年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。
一般質問は4人の議員から通告があり、3月9日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。
本件に対する委員会の報告は、本日4日から3月12日までの9日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日4日から12日までの9日間にしたいと思います
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日4日から3月12日までの9日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書34ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、浜野隆議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（浜野） 総務常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和7年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会の開催状況であります、（1）の開催日は、令和8年2月6日金曜日であります。

（2）以下については記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

2、調査の内容であります。

学校給食の現状と課題について、資料に基づき説明を受け、広尾小学校の2年生と4年生の教室で給食を実食しました。

（1）、施設の状況及び給食提供人数については、現在の広尾町学校給食センターの延べ床面積は760.5平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造、平家建てであります。平成5年度に完成し、稼働から32年経過しております。現在の給食提供人数は、小学校で265人、中学校で130人、高校で46人、合わせて441人分を提供しております。

（2）、調理員の状況については、調理員は日々雇用の日給の方が5人、パートの時給の方が5人の10人であり、勤務時間は日々雇用が休憩時間1時間を含めて午前8時から午後4時まで、パートが休憩時間1時間を含めて午前8時30分から午後3時30分までとなっております。日給は8,700円であり、有資格者の時給は1,160円、無資格者の時給は1,075円となっている。調理員の人件費は、令和7年度で当初予算では10人分で2,066万3,000円となっております。

（3）、原材料の購入については、食材は当日仕入れて調理することから、野菜や肉など生ものの食材は町内業者から仕入れている。パンと牛乳は町外業者から仕入れており、パンは南十勝の町村で、牛乳は十勝管内で統一し共同購入しているので、安価で仕入れることができています。米については、北海道学校給食会が全道の市町村の1年分の購入予定量をホクレンに発注しているため、安価で1年中同じ価格で仕入れることができていたとのことであります。

（4）のふるさと給食については、地元で取れた魚介類を無償で提供いただき、食材にしたふるさと給食は、平成25年度のホッキカレーやアキアジ汁から始まり、今では7魚種まで増えており、令和6年度から「十勝オーガニック牛乳」も無償提供されております。小学生が食材を提供してくれた漁師の方へ手紙を書き、その手紙が漁師の方の手元まで届いている。ふるさと給食によって、

地域を知り、地域に愛情を持ち、感謝の心を育むなど生きた教材として高い教育効果が期待できるので、関係者の協力の下、続けていきたいと考えているとのことでありました。

(5)、生ごみのリサイクルについては、国や北海道では食品ロスを削減する計画があり、広尾町の学校給食では生ごみのリサイクルに取り組んでいる。給食センターから排出される生ごみ（1日平均約20キロ）を堆肥化して牧草地に利用し、その牧草を乳牛に与えて生産された牛乳を給食用牛乳として無償で提供する取組を行っている。今年度は鈴木牧場から、ふるさと給食とのことで「十勝オーガニック牛乳」が3回無償提供されました。

(6)の衛生対策については、学校給食センターが建設から30年以上経過し、施設の老朽化もあるが、その間に食品衛生法なども改正され、その対策や対応のため、北海道教育委員会の指導を受け、衛生対策を行っている。エアコンの設置により、虫の侵入リスクの激減、食材の衛生管理、調理員の体調管理の面でも衛生的な対策がされています。

(7)のアレルギー対応については、パンによる卵アレルギー及び牛乳アレルギーには対応できているが、施設の機能的にも調理員の作業的にも全てのアレルギーへの対応はできていないとのことでありました。アレルギー対応は、あくまで医師の診断と指示に基づいて行い、保護者の希望に沿ってのみ行うものではない。アレルギー対応のため弁当を持参した回数に応じて助成金を交付しているとのことでありました。

(8)の学校給食費の改定については、学校給食に係る負担区分では、原材料費は給食費で賄い、保護者が原則として負担すべきものと学校給食法で定められている。広尾町の給食費は平成26年度に改正されたものであり、十勝管内では、小学校、中学校ともに一番安い給食費となっている。原材料費の高騰により現行の給食費では原材料費が賄い切れないことから、令和8年4月1日から給食費の改定を予定しているとのことでありました。

次に、主な質疑であります。生ごみリサイクル事業期間と生ごみの排出量の推移はどのようになっているのかに対し、学校給食の生ごみリサイクルは再生利用事業であり、2年ごとの更新になる。生ごみを多く占める残食量は、重さでなく残食率で記録され、表のとおりであります。

次に、食物アレルギー対応の児童生徒数は何人になっているか。アレルギーの発生状況と学校での対応マニュアルはどうなっているのかに対しては、広尾小学校で6人、広尾中学校で6人、計12人で、学校内でのアレルギーは発生していない。食物アレルギー緊急時対応マニュアルが策定されており、教職員が適切に対応できるようになっているとのことでありました。

次に、給食費の改定後でも原材料費の不足額が生じているが、なぜゼロ円に近づけないのかに対しては、学校給食の原材料費は保護者負担であり、原則的には不足額が生じないようにするべきであるが、十勝管内他町村の給食費と比較しながらの改定案としたとのことでありました。

次に、今後の給食費の改定の考え方はについては、急激な改定にならないように原材料費と給食費のバランスを見て、他町村の動向も確認しながら随時見直していきたいとのことでありました。

次に、児童生徒の声をどのように吸い上げているか。低中高学年用に工夫してアンケートはできないかに対しては、養護教諭が担任から児童生徒の様子を取りまとめており、それを給食担当者会議で持ち寄って意見交換をしている。答えやすいアンケートを検討して給食担当者会議で協議しな

がら、アンケートの実施は検討したいとのことであります。

次に、広尾町の学校給食における残食の実態はどのようなになっているかについては、給食基準に基づいた量を提供しているが、メニューごとに量を調整し、足りなくならないようにしつつも、できる限り残食が出ないようにしているが、諸事情によって学校から戻ってくる分がどうしてもあるとのことであります。

次に、白飯の残食率が高いようであれば、白飯のよさを伝える必要があるのではないかに対して、メニューによって白飯が多く残るときがある。お米のよさを今まで以上に食育の中で伝えられるようにしていきたいとのことであります。

次に、異物混入の実態はどのようなになっているかに対しては、年に2、3件で主な異物は仕入れた原材料に含まれていたものであり、仕入れ業者に連絡して原因を報告してもらい、再発防止に努めているとのことであります。

次に、地元で水揚げされるイワシをふるさと給食に結びつけていくことが必要ではないかに対しては、イワシの提供を要望したことはない。調理方法を工夫して地元のイワシを使えるか検討していきたいとのことであります。

最後に、食品ロス削減の取組で、ロスになったパン等個包装のものを原価で販売している自治体があるが、食べる目的で有効活用できないかとのことに対して、販売となると衛生面等諸課題の整理が必要になる。今後も食品ロスの取組にどんなことができるか調査していきたいとのことであります。

以上で、報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書38ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（前崎） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

令和7年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況であります。

(1)、開催日、令和8年2月10日火曜日であります。

(2)の開催場所から(5)の出席議会事務局職員まで、記載のとおりであります。

2の調査の内容であります。

「集いの杜プロジェクト」の運営状況について。

資料に基づき説明を受けた後、「集いの杜」の現地視察をした。

(1)、「集いの杜」プロジェクトについて。

旧野塚小学校(現野塚交流館)を再生させ、様々な人が集い、「笑顔」「魅力」「やりがい」が集まる場所に変貌させる地方創生のプロジェクトとして、令和4年度から地域おこし協力隊が中心となり進めている。

「林業振興」というコンセプトで、まきストーブやペレットストーブを導入した交流エリアや木工機械をそろえた木工室などを整備し、イベント開催などで多くの町民が集う場所となった。また、サンタランドのまちである広尾町で伐採された木材を「広尾サンタランドウッド」としてブランド化し、木製ランタンを大丸山森林公園に飾る「ウッドイルミネーション」を展開するなど、広尾町の木材の価値向上に取り組んでいる。

目的であります。

①、同じ趣味や目的を持つ人や多様な価値観を持つ人などが、いつでも集い、活躍できる交流拠点をつくる。

②、広尾町の魅力を感じ、体験できる場所をつくる。

③、「サンタランドウッド」製品の製造拠点をつくり、木材工芸、木材加工を広尾町の新たな産業とするべく、PRを図りながら官民協働の取組を推進する。

(2)、旧野塚小学校(野塚交流館)の概要についてであります。

建築年は昭和53(1978)年、平成27(2015)年3月に野塚小学校を閉校しております。

(3)の施設の利活用についてであります。

令和4年度から令和5年度整備箇所であります。

1階であります。木工室、木材置場、大型家具製造工房、事務所、カフェスペースなど6室。

2階です。木材乾燥室、キッズスペース、コミュニティスペース、展示室など7室があります。

(4)、「集いの杜」の体制と取組について。

①、令和3年度、地域おこし協力隊1名。

取組としては、ウッドイルミネーションの企画立案、試作作成。

サンタランドに1,000個のウッドイルミネーションの設置。

②、令和4年度、地域おこし協力隊2名。

野塚交流館の再生事業により、事務所、木工室、木材置場、大型家具製造工房などの自主施工を実施。

10月と2月に体験イベントを実施。

サンタランドに5,000個のウッドイルミネーションの設置。

③、令和5年度、地域おこし協力隊1名、会計年度任用職員1名。

プレオープン実施。

キッズスペースの木のおもちゃ製作と木工製品の製作、販売。

サンタランドに1万個のウッドイルミネーションの設置。

④、令和6年度、地域おこし協力隊2名、会計年度任用職員1名。

「集いの杜」を会場としてイベントを開催。

サンタランドに1万個のウッドイルミネーションの設置。

⑤、令和7年度、地域おこし協力隊3名、会計年度任用職員1名。

「集いの杜」を会場としてイベントを開催。

サンタランドに1万個のウッドイルミネーションの設置。

令和8年度、地域おこし協力隊5名、プロジェクトマネージャー1名。

ウッドイルミネーション事業。

「集いの杜」を会場としてイベントを開催。

個人版ふるさと納税（Jークレジット）販売、木工品の返礼品の製作。

木工製品、木の板などの木材の製造、販売。

（5）、プロジェクトの目的を達成するための指標。

年間入場者数です。目標については、令和6年度の2,300人から令和10年度1万人。実績は、令和6年度2,496人、令和7年度1,760人となっております。

次、木の商品、木工体験、講座などの売上額。令和6年度の目標10万円から令和10年度500万円。これに対して実績は、令和6年度10万円、令和7年度19万円となっております。

（6）の事業費についてです。

令和4年度決算ベースであります。人件費、地域おこし協力隊2名624万8,000円、消耗品費等84万3,000円、工事請負費507万6,000円、原材料費145万円、交付金57万3,000円、合わせて1,419万円となっております。財源ですけれども、一般財源が924万6,000円、森林環境譲与税が394万4,000円、企業版ふるさと納税が100万円、合計で1,419万円となっております。なお、人件費の一部に特別交付税が含まれております。

次、令和5年度の決算であります。人件費、地域おこし協力隊1名、会計年度任用職員1名644万5,000円から交付金31万4,000円まで、3,885万7,000円の支出となっております。財源としては、一般財源1,125万9,000円から森林環境譲与税1,337万1,000円を合わせて3,885万7,000円となっております。

次、令和6年度。人件費、地域おこし協力隊2名、会計年度任用職員1名1,206万2,000円から交付金、協力隊活動支援交付金62万9,000円まで、合わせて2,059万9,000円の支出となっております。財源は、同額の2,059万9,000円であります。

令和7年度決算見込みでありますけれども、人件費等、地域おこし協力隊、会計年度任用職員1名1,746万7,000円から交付金、協力隊活動支援交付金68万4,000円、合わせて2,279万2,000円。財源は、一般財源、同額の2,279万2,000円となっております。

令和8年度については、まちづくり計画の金額であります。人件費等でプロジェクトマネージャ

ー1名、地域おこし協力隊5名、合わせて2,311万円から交付金、協力隊活動支援交付金344万8,000円、合わせて3,870万円。財源は、一般財源、同額の3,870万円となっております。

主な質疑であります。

委員から、「集いの杜」の平面図に用途保留の部屋が3室あり、今後町民や企業から多岐にわたる要望等が想定されるが、どのように対応するのか。また、要望に対応し切れない場合はどうするのか。町の説明として、用途保留の部屋の取扱いについては、地域おこし協力隊と協議しながら検討していきたい。基本的には林業振興の観点で適切に判断をしていきたい。

委員から、令和8年度以降の計画について、地域おこし協力隊が5名、プロジェクトマネージャー1名の6人体制となっているが、現時点の応募、確保状況はどのようになっているか。また、予定人員を確保できないとなった場合、対応策はどのように考えているか。年間来場者数及び木工製品の売上げについて、計画どおりの想定でよいのか。説明として、現在、協力隊の3名が在籍しており、プロジェクトマネージャー1名と協力隊2名の募集をしているが、現時点で応募者はゼロである。3月末の公募期限までに応募がなければ、4月以降も公募したいと考えている。また、体制的に人数が少なければ、ウッドイルミネーションをメインとしながら対応していきたい。売上げ等に関しては、今年状況を見ると、目標KPI自体を少し下げなければいけないと考えている。

委員から、木材工芸と木材加工は本町の新しい産業となっているが、協力隊が技術を習得しても3年で卒業してしまうため、「集いの杜」の設備を使用できるようなフォローが必要ではないか。森林譲与税が入っているため林業振興が目的になると思うが、それに固執すると活用方策も限られてくると思うが。説明としては、もし広尾町内で木工をしたい方がいれば、「集いの杜」を利用して木工職人として残っていただきたいと考えている。また、施設の活用方法としては、新年度で検討していきたい。

委員から、「集いの杜プロジェクト」の目的の中の「広尾サンタランドウッドのブランド化」について具体的な取組はどのようになっているのか。また、サンタランドにウッドイルミネーションを設置する事業の収支について具体的に示してほしい。説明としては、サンタランドウッドのブランド化への取組は、町内林業関係団体で組織する森林整備推進協議会で検討しているが、実態としては進んでいない状況である。プロジェクトの収支については、一般財源に含まれているので本表には出ていないが、入れるように検討したい。

委員から、サンタランドウッドのブランド化への取組は遅々として進んでいないとのことだが、具体的な形で表す必要があるのではないか。ブランド化するには、「集いの杜プロジェクト」だけでは困難だと感じるため、森林組合や民間企業と関わり、協力体制をつくる必要もあると考える。説明として、森林組合との関わり・協力体制では同組合が伐採した未利用材をスウェーデントーチにする事業を進める計画があったが、実現できずにいるのが実態である。今後、体制づくりを構築していきたい。

委員から、サンタランドウッドプランナー及びプロジェクトマネージャーの配置計画等があるが、これらの専門性や有資格等は。また、ストーブが設置されている13室のうちペレットストーブが6基あるが、ペレットを購入する場合、費用対効果はどのように検討されているのか。説明として、

資格や経験は問わないが、木工等の経験があったほうがよいと考えている。全体の責任者、企画立案できる方を募集している。また、ペレットは、ペレット自体を作る機械を購入するより安価なので、当面は購入する形にしている。今後、人的に体制が整備されたら、ペレットの自主製作も検討したいと思っている。

委員から、令和7年度の入場者数や木工品・講座の売上額が表記されているが、目標額100万円に対し、現状は約19万円となっている。令和8年度の目標額は倍の200万円となっているが、確保できるのか。将来的に不安であるが、得策でもあるのか。説明として、現在、入場者数、売上げが全然伸びていない状況である。今後どのようにしていくのか検討していきたい。当初は指定管理制度を考えていたが、今の状況では難しいので修正していかなければならないとのことであります。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 行政報告をさせていただきます。

令和8年第1回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の養護老人ホームの介護職員による不祥事についてであります。

資料等については、ついてございません。

このたび、養護老人ホームに勤務する会計年度任用職員の介護職員による2件の不祥事が発生いたしました。

1件目ではありますが、職場内における窃盗事件であります。

経過といたしましては、昨年12月11日の午後、養護老人ホームの介護職員からロッカー内の財布から現金がなくなっているとの報告を受け、同日、広尾警察署へ盗難事件として通報いたしました。その後、12月14日に同施設の別の介護職員が広尾警察署に出頭し、現金を盗んだことを自供したことから、警察による捜査が行われました。本年1月末に捜査が終了したことを受け、2月に当該介護職員への聞き取りを行ったところ、同僚職員のロッカーから3回にわたり合計2万円の現金を盗んでいたことが判明いたしました。

なお、盗んだ現金は12月中に全額を返済したとのことであります。

2件目につきましては、同じく養護老人ホームの介護職員による入所者の動画の無断撮影及び第三者への漏えい行為であります。

経過といたしまして、今年の1月5日に複数の町職員から養護老人ホームの介護職員が撮影した入所者の動画を第三者に閲覧させているのではという情報提供があり、この情報を受け、当該職員への聞き取りを数回にわたり行ったところ、昨年の5月以前から勤務中において私用スマートフォンにより4名の入所者の動画を本人の承諾なく撮影し、その動画を3名の知人にコミュニケーションアプリのLINEを使って送信していたことが判明いたしました。

町は、被害に遭われました4名の入所者のご家族に対し、謝罪と説明を行っております。

なお、この2件の不祥事を起こした職員は同一人物であります。

町は、2件の不祥事について、養護老人ホームと特別養護老人ホームの職員に対し、経過説明と再発防止に向けた説明会を行っております。また、全ての入所者、ご家族に対し、経過説明を含めた謝罪文書を昨日発送しております。

処分の関係につきましては、昨日開催した広尾町職員懲戒処分等審査委員会の審議結果を踏まえ、不祥事を起こした会計年度任用職員を3月3日付懲戒免職処分といたしました。また、管理監督者である養護老人ホーム所長は10%の減給1か月、同じく養護老人ホームの生活支援係長及び生活支援係主任介護士の4名を厳重注意処分といたしました。さらに、本定例会会期中に町長と副町長の給料を減額する条例案を提案する方針であります。

今後の再発防止策といたしましては、窃盗に対しては、貴重品の自己管理の徹底を職員に働きかけたことと、養護老人ホームの玄関に防犯カメラを設置したことの大きく2点であります。情報漏えい行為に対しては、以前より原則禁止としておりました介護職員の私用スマートフォンの介護スペースへの持込みについて厳格化するとともに、職員研修などを通じて、情報漏えいの禁止など、公務員としての規律の保持と介護職員としての基本的な心構えについて定着させることにより、今回のような不祥事を二度と起こさない職場を確立してまいります。

このたびの不祥事により、入所者ご本人並びにご家族に多大なご迷惑とご心配をおかけしたこと、また、養護老人ホームに対する町民の信頼を著しく損ねたことを深くおわび申し上げるところであります。大変申し訳ありませんでした。

今後、養護老人ホームに対する町民からの信頼回復に向け、全力を注いでまいります。

次に、2点目の漁業の生産実績状況についてであります。

別冊の行政報告資料の1の1ページをお願いいたします。

令和7年の漁業生産は、地元水揚げ22億8,574万円、外地水揚げ1億4,080万円の合計24億2,654万円で、これに外来船水揚げ20億7,696万円を加え45億350万円となり、対前年比91.3%の4億2,942万円の減となっております。

漁業種類別の内訳では、地元水揚げでは、秋サケ定置網漁業が4億4,925万円で前年比1億7,661万円の増、毛ガニ籠漁業が2億3,602万円で前年比7,221万円の増、ツブ籠漁業が1億3,305万円で前年比4,722万円の増になりましたが、沖合底引き網漁業が9億4,307万円で前年比6,330万円の減、シ

シャモこぎ網漁業が7,769万円で、前年比1,344万円の減となっております。

また、広尾漁協所属の船が他市町村に水揚げをする外地水揚げでは、サンマ棒受け網漁業が6,810万円で、前年比4,888万円の増となっております。

組合員外の外来船が広尾町へ水揚げをする外来船水揚げでは、イワシ巻き網漁業が20億7,646万円で、ほぼ全体を占めておりますが、前年比7億8,818万円の減となっております。

本町産業の根幹をなす漁業経営は、長引く不安定な世界情勢の影響を受け、円安の加速、原油・原材料の高騰が続き、依然として厳しい経済状況が続いておりますが、持続的な漁業活動を営み、消費者皆様の信頼に応える水産物の生産や販売を続けられることに感謝と敬意を表するところであります。

次に、3点目の農業の生産状況についてであります。

同じ資料の2ページでございます。

広尾町農協の令和7年の農業生産額の概算値が示され、畑作、畜産を合わせた生産額は、表の一番下であります。前年比6.6%増の104億6,977万円となり、過去最高額を更新したところであります。

部門別に申し上げます。

畑作部門は、7月の記録的な高温や9月の大雨と日照不足の影響等により、豊作だった前年よりも収量の落ち込みや品質の低下が見られ、生産額は前年比23.6%減の2億7,136万円となり、前年を大きく下回る結果となりました。

畜産部門では、生乳の生産が順調に伸び、乳量は前年比3.1%増の6万9,544トンと昨年を上回りました。また、个体販売についても、昨年を上回る見込みとなりました。畜産全体では前年比7.7%増の101億9,841万円の生産額となり、過去最高額を更新いたしました。農業経営は燃油や飼肥料などの生産資材の高騰が長期化し、過去に類を見ないほど大変厳しい状況が続いておりますが、そのような中でも、生産者の皆様のたゆまぬ努力により、初めて100億円台の大台を超える生産額を達成しましたことに深く敬意を表するところであります。

次に、4点目の十勝港貿易概況等についてであります。

同じ資料の3ページ目であります。

十勝港における令和7年分の外国貿易の概況並びにコンテナ船定期航路における取扱貨物量について報告いたします。

なお、金額、数量は速報値であります。

十勝港における令和7年分の外国貿易額は、輸出が12億6,000万円、輸入が178億300万円で、計190億6,300万円となり、15年連続で100億円を突破したところであります。家畜用飼料や農業生産資材の堅調な取扱いによるものに加え、コンテナ船の就航により輸出が大幅に増加し、輸出額の12億6,000万円は全てコンテナ船定期航路によるものであります。

次に、令和7年のコンテナ船定期航路の取扱貨物量ですが、輸出を含む移出が1,280TEU、輸入を含む移入が1,301TEUで、計2,581TEUの取扱いがありました。

コンテナ船におきましては、家畜用飼料や牧草の輸入、地元製造の魚油や十勝管内で生産された

長芋の輸出に支えられ、1月当たり200TEUを超える取扱いとなり、順調に推移しているところがあります。

今後におきましても、農業王国十勝を支える物流拠点港として、また、十勝の産業の発展に寄与できる港を目指して、さらなる努力を重ねていく所存であります。

次に、5点目の第3期広尾町地域福祉計画・広尾町地域福祉実践計画の策定についてであります。

本町の地域福祉施策につきましては、第2期広尾町地域福祉計画・地域福祉実践計画を基本として、令和3年度から令和7年度までの5年間を基本期間として推進してまいりました。このたび第3期広尾町地域福祉計画・広尾町地域福祉実践計画を策定いたしましたので、報告をいたします。

行政報告資料の2でございます。

概要の1ページをお願いいたします。行政報告資料の2、概要の1ページであります。

1の策定の背景といたしましては、近年の少子高齢化や核家族化の進行に伴い、これまでの福祉制度では対応が難しい「制度の谷間」にある新たな地域課題への対応が求められる中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の充実だけではなく、地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが必要とされています。

これらのことを具現化するため、広尾町と広尾町社会福祉協議会では、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」を一体的な計画として策定し、協働で地域福祉を推進するために「第3期広尾町地域福祉計画・広尾町地域福祉実践計画」を策定いたしました。

2の計画の位置づけについてありますが、本計画は「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」を基盤に、保健福祉分野における上位計画として個別の計画と整合性を図りながら、これらを地域において総合的に推進するための計画であります。

3の主な改正の内容であります。

まず、(1)、地域福祉施策の展開であります。基本目標ごとに成果目標を設定し、事業の達成状況を毎年確認することとしております。

次に、(2)、重層的支援体制整備事業の新設であります。社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として位置づけ、事業の提供体制や実施内容を定めるものであります。

次に、裏面になりますけれども、(3)の広尾町再犯防止推進計画の新設であります。再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方計画として位置づけ、計画的に施策を推進していくものであります。

最後に、(4)、地域福祉施策の推進です。毎年、成果目標と達成状況を確認し、その評価に基づき事業の実施体制を整備いたします。また、評価機関を広尾町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定委員会とし、進捗状況の確認・評価し、必要に応じて計画の見直しを行うものであります。

なお、お手元の行政報告資料3は策定後の計画でありますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

次に、6点目の広尾町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてであります。

行政報告資料の4をお願いいたします。

行政報告資料4の改定概要で説明をいたします。

初めに、1の計画の策定についてであります。

平成24年に制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、平成25年に国が政府行動計画を、道が道行動計画をそれぞれ策定し、本町におきましても平成26年に本計画を策定いたしました。

2の計画の位置づけと目的についてですが、計画の位置づけは、特措法第8条の規定による法定計画であり、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康保護と住民生活・社会経済活動に及ぼす影響の最小化を目的とするものであります。

3の本計画の改定の趣旨につきましては、令和6年の政府行動計画の抜本的な改定とそれに伴う令和7年の道行動計画の改定を受けまして、新型コロナの対応における経験を踏まえ、幅広い感染症による危機に対し、より万全な対策の充実を図るため、本計画を改定するものであります。

4の改定の内容につきましては、主なものを4つ説明させていただきます。

まず、1つ目は、(1)の対象疾患の拡大であります。これまで主に新型インフルエンザを対象としておりましたが、改定計画では新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を対象とし、幅広い感染症に対応するものであります。

なお、令和2年1月に道内で初めて感染者が確認され、本町でも感染が拡大しました新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、感染症法の5類感染症に位置づけられたため、本計画の対象疾患とはならず、季節性インフルエンザも同様であります。

2つ目は、(2)の対策実施の時期区分の変更であります。現行計画では未発生期からから小康期までの6区分としておりましたが、改定計画では準備期、初動期、対応期の3区分と簡素化し、対策実施の時期区分を発生段階から対策段階へと変更するものであります。

裏面の2ページをお願いいたします。

3つ目でありますけれども、(3)の対策項目の変更であります。これまでの対策項目を表の改定計画の欄の記載のとおり、①、実施体制、②、情報提供・共有・リスクコミュニケーション、③、まん延防止、④、ワクチン、⑤、保健、⑥、物資、⑦、住民生活及び社会経済の安定の確保の7項目へ変更し、新型コロナの対応での経験を踏まえ、対策の充実強化を図るもので、準備期、初動期及び対応期の対策段階に応じて、それぞれ必要な対策を行うものであります。

最後に、(4)の対策項目に共通する取組の追加であります。時代に即した取組で各対策の実効性を向上させるため、7つの対策項目に共通する横断的な視点で、人材育成、町、国及び道の連携、DXの推進の3つの取組を新たに加えるものであります。

なお、お手元の行政報告資料5につきましては、改定後の計画本文でありますので、後ほどご確認いただきますようお願いを申し上げます。

最後に、7点目の広尾町立地適正化計画の策定についてであります。

本計画は、人口減少や高齢化が進む中でも将来にわたり暮らしやすい町を維持するための計画で、具体的には居住誘導区域と都市機能誘導区域を定め、必要な施設を一定のエリアに緩やかに集め、公共交通で結ぶコンパクトなまちづくりを進めていくものであります。また、防災の観点からも、

安全性に考慮した市街地形成を行っていくものであります。

なお、本件につきましては、2月18日開催の議員協議会において既に説明をさせていただいておりますので、詳細及び資料配付につきましては、省略をさせていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、9日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時まで、または散会后2時間以内に具体的内容を記した文書をもって通告を願います。

休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

◎日程第7 令和8年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第7、令和8年度町政執行方針について説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） はじめに、令和8年第1回広尾町議会定例会の開会に当たり、議会議員並びに町民皆様に私の町政に対する基本的な所信を申し述べ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町政の重責を担わせていただいてから間もなく2年が経過し、早くも任期の折り返しを迎えようとしております。就任以降、町民や議員の皆様と対話を重ね、多くの意見に耳を傾け「すべての世代が希望を持って住み続けるまち」を目指し、ご指導をいただきながら職員とともに町政運営に取り組んでまいりました。

対話の中で見えてきた新たな課題、過去から継続する重要課題が山積しておりますが、町民の皆様をはじめ、議員の皆様のお力添えの下、一歩ずつではありますが、その解決に向けて前進できていると感じております。

町政3年目に当たり、今まで以上に本町が抱える多くの課題と真摯に向き合う覚悟を持ち、まちの未来を次世代へ引き継ぐ持続可能な町政運営に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢についてであります。

我が国は人口減少と少子・高齢化が急速に進行しております。令和7年の出生率は67万人を下回る予測がされ、これにつきましては、先日70万5,000人という数字が出ましたが、外国人を除いた日本人の数であります。67万人を下回る予測がされ、また、団塊の世代が75歳以上となるなど、医療・介護の需要増加、慢性的な労働力不足、地域コミュニティの弱体化など、多方面にわたり厳しさを増しており、地方における状況はさらに深刻化の一途をたどり本町も例外ではありません。

私たちは、この現実我真正面から向き合い、持続可能なまちづくりを具現化していかなければなりません。

こうした決意の下、第6次まちづくり推進総合計画の後期5か年がスタートし、さらには第6次行政改革大綱を実施していく年でもあり、これらの計画や各施策の着実な実行と、これまでの取組をさらに進めてまいります。

喫緊の課題である人口減少対策に総力を挙げて取り組み、「次世代に引き継ぐことができるまち」「人口減少社会における新しい時代に対応したまち」の実現に向け、町民の皆様とともに職員一丸となってまちづくりを推進してまいります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる5つの基本目標に沿って申し上げます。

初めに、基本目標1の活力ある産業のまちであります。

(1)、水産業の振興についてであります。

本町の水産業を取り巻く情勢は、海洋環境の激変や物価上昇による漁業用燃油・資材・餌料価格の高騰などにより、依然として非常に厳しい経営状況が続いております。

このような厳しい状況に際し、漁業者や漁協、関係機関との連携を一層密にし、増養殖事業や漁家経営支援などの各種施策を進め、持続可能な漁業の実現に向け取り組んでまいります。

昨年の水揚げが北海道全体で平成以降最低の不漁となった秋サケに対しては、資源の早期回復と増殖体制の維持に向けて引き続き支援してまいります。

漁協が昨年度より取り組んでおります昆布の生産回復と安定化に向けた成熟誘導試験の検証については、新たな試験事業の一つとして支援してまいります。

そのほか、前浜資源の維持回復に関しては、ウニ、ホッキ、フノリ、エゾバイツブなどの増養殖事業を継続して支援してまいります。

赤潮被害を受けたウニと毛ガニに対しては、生態環境調査や資源調査を継続支援してまいります。

令和3年度から取り組んでおりますウニ養殖企業化試験事業については、さらなる養殖技術の向上と高価販売につなげる環境づくりに対し、引き続き支援してまいります。

マツカワの稚魚の飼育・放流事業については、飼育環境の安定と健全放流を管内4町3漁協の広域連携により、引き続き取り組んでまいります。

魚介類などの販路拡大については、加工業者等と連携を深め、産業流通振興公社を中心に進めてまいります。

音調津漁港東防波堤の突堤先端部の復旧については、早期復旧が図られるよう、国や北海道に必要な要請活動を行ってまいります。また、漁業活動の支障となる流木等の海岸漂着物についても、継続した支援が図られるよう、引き続き国や北海道に要請してまいります。

(2)、農業の振興についてであります。

近年、飼料や肥料などの農業生産資材や農機具等の価格高騰が続き、農業経営を圧迫していることから、農業施策の一環として、町営東豊牧場の農協への無償貸与や、町営オソウシ牧場の生草を安価な単価で販売し、良質粗飼料を確保するなどの支援を継続してまいります。

引き続き、農協をはじめ関係機関と連携・協力し、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業などを着実に推進するとともに、生産基盤の回復と農業経営の安定化に取り組んでまいります。

家畜防疫対策については、法定家畜伝染病（ヨウネ病）が収束していない状況下にあることから、家畜防疫対策緊急プロジェクトチームを中心とした農場の定期巡回や発生農場に対しカラス・エゾシカ対策の指導・助言を行うなど、早期清浄化に向けた防疫対策の強化を図ってまいります。

将来の担い手の確保・育成については、本町の農家人口や農家戸数が年々減少傾向にあるという課題を抱えておりますが、地域おこし協力隊制度を活用した親族以外の第三者へ経営を引き継ぐ「第三者経営継承」が昨年4月に本町で初めて行われました。現在も2例目となる「第三者経営継承」に向けた取組を進めており、引き続き新規参入者への支援や確保に向けた取組を担い手育成センターや農協とともに進めてまいります。

また、指導農業士など町内の農業者と協力し、若い世代の農業への興味・関心を高め、将来の担い手として育成するための取組を関係機関一丸となって推進してまいります。

（3）、林業の振興についてであります。

本町は森林に恵まれた環境にあり、町の総面積に占める森林の割合は79%に達しております。そのうち、カラマツ及びトドマツを主体とした町内の人工林は35年生以下の若い林分が多くを占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが大変重要であります。今後は、主伐期を迎える人工林も増加していくことから、町内の林業生産活動を活発化させ、木材の需要拡大による森林資源の循環利用を着実に進める必要があります。

私有林については、森林整備の促進、人材育成・担い手確保、サンタランドウッドなど木材の利用促進・普及啓発など、貴重な財源である森林環境譲与税の使途や効果について納税者の理解を得ながら活用し、さらなる森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進め、林業事業体を支援してまいります。

町有林については、引き続き適切な整備を実施し、町民の財産である貴重な森林資源をしっかりと守ってまいります。

林業振興策の一つである「集いの杜プロジェクト」については、地域プロジェクトマネージャーと地域おこし協力隊を公募し人員の確保を図り、野塚交流館については、地域に根差した施設として運営・管理を行うことで交流拠点と人材育成の場として活用し、林業・木材産業のさらなる充実を図ってまいります。

また、ゼロカーボンシティ宣言に合わせて、温室効果ガスの排出量削減や吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」を活用し、町有林全体の二酸化炭素吸収量のクレジット化を進めてまいります。本年度からは第三者機関による検証を行うことで新たなクレジットの創出や販売が可能となることから、企業等への売却を図りながら、ゼロカーボンへの貢献と森林資源の循環システムの確立を目指してまいります。

有害鳥獣対策については、行政が中心となり広尾町鳥獣被害対策協議会や関係団体、町民と連携を密にし、安全確保を徹底しながらエゾシカやヒグマなど有害鳥獣の捕獲を行い、農林業被害の軽

減や居住地域への出没の抑制に努めてまいります。

（４）の商工業の振興についてです。

商工業については、物価の高止まりなどが続く現下の状況を踏まえ、商工業者の経営の安定化と持続化を図るため、多様な経済対策による地域内経済の循環を推進し、商工会との連携のもと、地域経済の活性化に努めてまいります。

また、商工業の持続的な維持・発展が図られるよう、雇用の掘り起こしや事業承継に向けた取組など、地域おこし協力隊制度を活用し引き続き実施してまいります。

住宅新築・リフォーム等支援事業については、町内経済の好循環、消費拡大や雇用の確保などを目的として継続実施しておりますが、10年以上としている再申請期間の短縮を選択できるよう事業内容の見直しを行い、利用者のさらなる利便性の向上を図ってまいります。

国の小規模事業者持続化補助金を活用する小規模事業者に対しては、持続的発展の促進などを図る目的で、自己負担分の一部補助を継続実施してまいります。

また、新規創業者育成や新たな特産品開発の取組に対し引き続き支援してまいります。

さらに、昨年12月から導入された商工協同組合が発行するポイントカード「サブリ」に関しては、行政ポイントの本格導入に向けて検討を進め、町内の消費拡大や経済の好循環を図ってまいります。

ふるさと納税に関しては、地方税法に基づき適正な制度運用を図り、事業所との情報交換や意思疎通を強化し、魅力ある返礼品の開発や発掘に取り組み、さらなる寄附額の増加と本町の認知度向上を目指してまいります。

（５）の観光振興とサンタランドであります。

観光の振興については、町外からの交流・関係人口の拡大は、町経済の伸展に不可欠な要素であります。第70回の節目を迎える十勝港まつり等のイベント開催、体験型観光の充実強化や道内外への物産販売等を通じて、交流・関係人口の増加や特産品販売の拡大を図るなど、まちの活性化に向けた取組を観光協会と連携して進めてまいります。

まちの魅力発信については、パンフレットやSNSを活用して進めてまいります。また、特産品のPRやスタンプラリーなどのイベントに合わせ、情報発信の強化に努めてまいります。

日高山脈襟裳十勝国立公園に関した取組として、大丸山頂上に設置した新たな展望台を活用し、観光客誘致に向けた情報発信等を行ってまいります。また、十勝6市町村で構成している日高山脈観光連携協議会を活用した幅広いプロモーションを関係機関と連携しながら実施してまいります。

広域連携事業については、十勝観光連盟、えりも岬とんがりロード観光協議会や日高東部・十勝南部広域連携推進協議会などと連携し、引き続き取り組んでまいります。

また、広尾町の特産品を販売する交流拠点施設の整備については、商工会など関係団体との協議を開始いたします。キャンプ場については、町民の意見も取り入れつつ、庁内での検討や関係団体との協議を進めてまいります。

サンタランド事業については、大丸山森林公園を聖地として位置づけ、町民みんなが一緒になって取り組める環境を検討するなど「もっとサンタランドのまち」を目指して、さらなる認知度向上や来場者増につながる取組を柱に引き続き進めてまいります。

サンタカードについては、ニーズに合った申込みしやすい環境整備を図るなど、多様な施策を実施し、発送通数の増を目標に取り組んでまいります。また、「子どもの夢を応援するプロジェクト」については、協力企業等の拡大に努め、継続して進めてまいります。

(6) の十勝港の利活用についてであります。

重要港湾 十勝港は、一昨年、コンテナ船の定期航路が開設されたことに続き、昨年3月には、国土交通省港湾局より道内初となる「産直港湾」の認定を受け、コンテナヤードの整備を進めるなど着実に利活用促進が図られております。

昨年の貿易額は、背後圏の堅調な農業生産を背景に190億6,300万円を記録し、15年連続で100億円を上回りました。中でも、輸出額は過去20年で最高となる12億6,000万円を記録し、コンテナ船の就航により利活用がさらに前進いたしました。

定期航路の維持・発展は、本町における雇用の確保や新たな企業の進出の可能性はもとより、地域の活性化にも大きな波及効果が期待できるため、引き続き、本港の利便性と優位性の発信を加速させ、地域が抱える物流課題解決の一助となるよう努めてまいります。

十勝港の整備については、北海道開発局との連携の下、港を往来する船舶の安全な航行を確保するために、航路、泊地のしゅんせつに取り組むほか、漁業関係者にも配慮した港湾機能の維持向上に努めてまいります。

今後も十勝はもとより道東地区の農林水産品などの流通拠点港として、また、漁業水産基地として、飼料コンビナート関連企業や農林業関連等の積極的な企業誘致に取り組み、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取組を展開し、十勝地域の産業全体の発展を支える物流拠点としての役割を担い続けられるよう港湾振興を図ってまいります。

基本目標、大きな2番目の安心して暮らせる支え合いのまちであります。

(1)、子育て支援・地域福祉についてであります。

子どもの健やかな成長のために子育てを支えることは、将来を担う子どもたちへの投資であり、まち全体で取り組むべき重要な課題であります。

昨年策定した「こども計画」に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て世帯の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

子育て世帯への相談支援としては、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置に向けて取り組み、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できる相談支援体制を整備してまいります。

助産師による産後ケア事業や、地域で支えるファミリーサポート事業の普及を図り、育児の支援に努めてまいります。

児童施設の保育園、保育所及び放課後児童クラブについては、引き続き子どもの成長に応じた教育・保育を行ってまいります。また、今年度から新たに乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を創設し、さらなる充実強化を図ってまいります。

子育て世帯への経済的な負担軽減については、保育料の完全無償化や在宅育児支援金支給事業をはじめ、不妊治療費や妊産婦健診費の助成、出産祝い金支給事業、高校生までの医療費の無償化な

ど、子育て世帯を応援する取組を引き続き行ってまいります。

子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「第3期地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会と連携を深めながら、支え合いを基調とした地域福祉の推進に取り組んでまいります。

重層的支援体制整備事業については、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するコミュニティソーシャルワーカーを中心とした包括的な支援体制により、ひきこもり支援など生きづらさを抱える方やそのご家族に寄り添ったサポートを行ってまいります。

(2) の高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

高齢化が進み、高齢者福祉の一層の充実と推進が求められる中、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念である「まち全体で健康寿命を延ばし、自分らしい生活を人生の最期までおくることができる広尾町」「多様なネットワークを築き、見守り・支え合える広尾町」「医療や介護が必要になっても療養・ケア・暮らしの場所について、誰もが選択と意思決定ができる広尾町」の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

高齢者福祉については、緊急通報システム設置事業や軽度生活支援事業をはじめ、補聴器購入の助成事業など各種支援事業を継続することで、高齢者の日常生活の安全と安心を確保するほか、生きがいや活躍の場となる高齢者勤労事業部や老人クラブの運営支援を行ってまいります。

高齢者外出支援交通費助成事業については、買物や通院など高齢者の外出を支援することで、社会参加や介護予防にもつなげる取組を進めてまいります。

高齢者施設の暑さ対策については、老人福祉センターにエアコンを設置し、高齢者の健康保持と安心して利用できる施設として、また熱中症警戒アラートが発令された際にはクーリングシェルターとして活用できる施設として整備をしてまいります。

障がい者福祉については、「第4期障害者計画」に基づき、相談支援体制を強化し、障がい者が自らの選択と決定で社会活動に参加し、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。

障がい者の社会参加や職業訓練の機会の提供、障がいへの理解を醸成する取組として、NPO法人の一まひろおと共に地域活動支援センター事業や就労体験事業を推進してまいります。

介護サービスについては、本町の介護認定率は介護予防の取組により管内で最も低い水準を保っており、今後も、介護認定の上昇を抑えつつも、誰もが適切な介護サービスを安心して受けられるよう相談支援体制を充実し、地域包括支援センターを核とした多職種協働による在宅医療・介護連携の強化を図ってまいります。

また、社会福祉協議会の介護事業に財政支援を行い、町民が安心して介護サービスを受け続けられる環境の維持に努めてまいります。

持続可能な介護サービスの提供ができるよう、介護職員初任者研修の開催や医療従事者等修学資金貸付制度の利用促進により、人材の確保に取り組んでまいります。

介護保険等のサービスで対応できない高齢者の生活の困りごとに対しては、高齢者とボランティアをつなぐ有償ボランティア事業「おたすけサンタ」を社会福祉協議会と連携し取り組むなど、地

域の支え合いの体制づくりを推進してまいります。

サポーターなどの協力による「いきいき百歳体操」や「サロン」などの運営を支援し、自主的に介護予防に取り組む高齢者が増えることを目指すとともに、支え合いの担い手となるボランティアの養成に努めてまいります。

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、共生と予防を両輪とし、支援体制を充実させ、認知症カフェの運営などを地域住民が見守り支え合う「チームオレンジ」の活動を推進してまいります。

福祉施設については、生活支援ハウスのボイラー改修をはじめ、デイサービスセンターの地下燃料タンク改修を行うなど、施設を利用されている方が、心身の健康を保持し安心して社会生活を送ることができるよう整備を図り、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

養護老人ホームについては、自宅生活が困難な高齢者を「措置」として入所させるセーフティネットとしての役割を果たすとともに、施設での生活を通じて可能な限り自立した日常生活を送り、心身の機能維持、向上を目指した支援を行ってまいります。

特別養護老人ホームについては、地域密着型施設として一人一人の生活リズムを大切にしながら暮らしてできるようユニットケアを提供してまいります。これからも両老人ホームは、地域住民や医療機関と連携しながら、地域に必要とされる施設を目指してまいります。

続きまして、(3)の健康づくりについてであります。

健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向けて、運動習慣や望ましい食習慣の定着、禁煙など、町民の主体的な健康づくり活動を支援してまいります。

また、疾病の早期発見のため、がん検診の受診率向上を図るとともに、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病などの予防や重症化予防に取り組んでまいります。

こころの健康づくりに関しては、「いのちを支える自殺対策計画」の重点施策「子ども・若者の対策」として、中学生を対象にSOSの出し方や人権についての講座を開催いたします。

感染症対策については、町民への情報提供やワクチンの接種など、医療機関と連携しながら総合的に推進してまいります。また、令和7年度に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新たな感染症の蔓延に対する危機対策を進めてまいります。

健康管理センターにエアコンを設置することで、施設を利用される方々の健康保持に努めるとともに、暑さ対策の一つとしてクーリングシェルターを開設するほか、福祉避難所としての機能強化を図ってまいります。

(4)の医療体制についてであります。

国民健康保険病院については、「かかりつけ医」としての機能を果たすことを基本として、常勤医の増員により外来医療や入院医療の充実を図るほか、訪問診療や訪問看護などの在宅医療体制を強化し、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

また、経営改善が課題となる中、持続可能な地域医療の構築で町民の生命と健康を守り続けるために、地域医療ニーズに応じた質の高い医療の提供と患者サービスの一層の向上を図り、患者に信頼され、患者に選ばれる病院を目指してまいります。

小児医療については、専門医の確保に取り組むとともに、町内及び近隣の医療機関との連携による診療体制を整備し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

(5) の国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険については、新たに創設された子ども・子育て支援納付金の導入とあわせ「令和12年度統一保険料」に向け、被保険者負担に考慮した段階的な保険料設定と事務の共通化・効率化に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、引き続き北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な制度運営の推進に努めてまいります。

各被保険者の利便性向上と医療費の適正化・負担軽減を図るためにマイナ保険証の普及を促進してまいります。

また、「第3期データヘルス計画」に基づく特定健診等の受診勧奨やきめ細かな保健指導による生活習慣病の早期発見、医療機関と連携した重症化予防対策に取り組んでまいります。

基本目標3の豊かな心を育み文化を高めるまちについてであります。

未来を担う子どもたちが、自分や他者を価値のある存在として尊重し、相互に多様性を認め合い、豊かな人生を切り開く力を身につけられるよう、これまでの取組を継続し着実に推進していくとともに、学校教育、社会教育のさらなる充実に向け、総合教育会議などを通じて教育委員会との連携を図ってまいります。

小・中学校においては、引き続き給食費の無償化と修学旅行費半額助成を実施してまいります。また、学校施設につきましても適切な維持管理を行うとともに、より安全で快適な教育環境の整備に努めてまいります。

広尾高校存続対策として「広尾高校魅力向上プロジェクト」をまちづくり推進総合計画の重点プロジェクトとして位置づけ、広尾高校の活動を町民や町内企業が支える「広尾高校パートナーズ制度(仮)」の導入や、高校と地域をつなぐ広尾高校魅力向上コーディネーターの配置により、地域ぐるみで広尾高校を応援する仕組みを構築してまいります。

また、公設民営塾を通年開設し、地方と都市部との教育環境の格差を縮め、生徒の「自主学習力」を支援してまいります。

さらに、広尾高校が令和9年度より道外からの入学者の受入れを開始することから、町と広尾高校によるPRを進めるとともに、地域の教育資源を活用した「ひろお地域学」を充実させてまいります。

今後も、広尾高校への地元進学率の向上を目指し、「サポートプラン14」の支援を継続するとともに、町民皆様のご協力をいただきながら、広尾で生まれ育った子どもたちが広尾高校で学び続けることができるよう、町民と一丸となって広尾高校の存続に全力で取り組んでまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

基本目標の4、住みやすさが感じられるまちであります。

(1) の防災・消防対策であります。

防災については、地域防災計画や強靱化計画に基づき、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減

災」の考えを基本とし、住民の生命、身体及び財産を守るため、様々な防災・減災対策を推進してまいります。

千島海溝沿いのエリアは特に巨大地震発生の確率が高まっていることから、引き続き地震・津波対策に重点を置いた様々な取組を進めてまいります。昨年発生したカムチャツカ半島地震や青森県東方沖地震による津波警報の発令を受け、真夏・真冬の災害対応に係る課題を再認識したところがあります。また、昨年9月には十勝地方で初めて線状降水帯が発生するなど、気候変動による影響を受け、大雨による災害が発生する可能性も高まっております。災害発生時に的確かつ円滑な対応を図るため、職員の初動体制について確認を行うとともに、住民に対しては、各種防災訓練や防災講話などを通じて適切な避難行動や備えを行うための意識啓発を図ってまいります。

津波発生時の円滑な避難体制の強化を図るため、音調津・柳通地区の津波避難施設の早期整備に向けての検討や音調津避難施設へ向かう避難路の拡幅を行うほか、災害用資機材や物資を一元的に保管する新たな防災倉庫の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進します。

また、自力で避難することが難しい方を対象とした個別避難計画の作成を関係機関と連携し、引き続き進めてまいります。

町内学校と連携した一日防災学校や高校生を対象とした防災訓練など防災教育の充実を図るとともに、町民を対象とした地域防災マスター認定研修会への受講を勧奨し、地域防災リーダーとなる人材を育成するなど、地域防災力の向上を図ってまいります。

消防については、大規模化、激甚化、複雑・多様化する各種災害に対応するため、消防団員の教育訓練による災害対応能力の向上を図るとともに、消防団員の確保、消防団活動への支援に取り組んでまいります。

また、消防団の装備や災害時の拠点となる消防施設を適切に管理し、地域防災力の充実強化を図るとともに住民の防災意識の醸成に努めてまいります。

(2) の交通安全・防犯対策等であります。

交通安全対策については、交通安全施設の維持・整備や高齢者の運転免許証返納支援事業と通学路における交通安全指導を引き続き実施し、関係団体と連携した旗の波作戦をはじめとする啓発活動により、「デイ・ライト運動実施のまち」のPRと交通安全意識を高める取組を展開してまいります。

防犯対策については、被害を未然に防ぐために関係機関や団体と連携し、情報提供や啓発活動により町民一人ひとりの意識向上を図り、犯罪・犯罪被害のない明るく住みよいまちづくりを目指してまいります。

消費者保護対策については、消費者被害から町民を守るためにも、未然に防ぐための情報提供を適切に行い、町民一人ひとりの意識向上が図られるよう、関係機関や団体と連携した啓発活動に努めてまいります。

(3) の道路交通・公共交通対策であります。

高規格道路帯広・広尾自動車道については、十勝港への物流ネットワークの強化、災害対策や救急医療、観光振興など、まちづくりに欠かすことのできない大変重要な道路であります。一日も早

い全線開通に向けて、引き続き関係機関と連携し要望活動に取り組んでまいります。

町道については、年間を通して保守点検を行い、安全な通行の確保や景観維持に努めるとともに、計画的な道路整備を実施してまいります。また、橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき事業を進めてまいります。

除雪については、町民の生活に支障を来すことのないよう、迅速、丁寧かつ効率的な態勢整備に努め、通行の安全を確保してまいります。

公共交通については、人口減少や高齢化の進行、運行縮小による公共交通機関の利便性の低下などにより、広尾市街地においても買物時などの移動に不便を感じる方が増え、日常生活における「移動」が大きな地域課題となっております。

既存の交通手段の最適化を図るとともに、コミュニティバスやデマンド交通などの新たな交通手段の導入についても、本町の実情と住民ニーズを踏まえ、早期の導入に向けた検討を加速させてまいります。

(4) の住宅環境対策についてであります。

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、栄町・新北樺・こぶしが丘団地の改善事業及び野塚団地の除却事業を実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

また、増加している空き公営住宅の利活用については、基準を明確にした上で新たな活用を検討してまいります。

空き家対策については、空き家の実態と個別の状況・事情の把握に努め、適切な管理の指導・助言を行い、危険家屋の取壊しに対する助成制度を継続してまいります。

空き家の利活用促進については、「空き家バンク」への空き家物件の登録や空き家情報の提供など、空き家の利用を希望する方への支援を行ってまいります。

(5) の環境衛生対策についてであります。

環境衛生対策については、不法投棄防止啓発看板の設置やパトロールを実施し、まちの美化に努めるとともに、広報等によるマイバッグ運動の推進など、より一層のごみの総排出量縮減を図ってまいります。

また、令和10年度に予定されている燃えるごみの新中間処理施設移行に向けて、新たなごみ袋料金の在り方の検討やごみ分別の適正化を推進してまいります。

合同納骨施設については、昨年度実施した「お墓に関するアンケート」の結果を分析し、関係団体のご意見をいただきながら、引き続き必要性の有無を含め在り方を検討してまいります。

(6) の上下水道の整備についてであります。

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施し、随時耐震管に切り替えるなど、「管網整備計画」及び「耐震化計画」に基づき、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な更新・耐震化及び量

水器の更新を引き続き実施してまいります。

経営状況については、地方公営企業の基本原則に立脚し、経済性を発揮しながら健全な財政運営を行ってまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の耐震診断や「施設更新計画」に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

また、第6次行政改革大綱に基づく下水道使用料及び個別排水使用料の料金改定に取り組み、下水道事業の健全運営に努めてまいります。

(7) の脱炭素化の推進についてであります。

地球温暖化の進行により、豪雨や猛暑といった気候変動に伴う影響が増大するとされており、対策は喫緊の課題となっております。本町も2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しております。

地球温暖化対策実行計画「区域施策編」「事務事業編」に基づき、省エネルギー対策の推進、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入、吸収源となる森林の整備・保全や海洋資源を活用したブルーカーボンの調査・研究、家庭や職場における脱炭素化に向けた行動啓発など、まち全体で脱炭素化に向けた取組を進めてまいります。

昨今、再生可能エネルギー発電設備の建設について、北海道各地で事業者の法令違反や地域住民の反対などによるトラブルが発生している状況にあります。豊かな自然や美しい景観の保護などの観点も踏まえ、設置を規制する条例の制定に向けて検討を進めてまいります。

近年、気候変動の影響により、年平均気温の上昇や極端な高温となる日が増加する傾向にあります。それに伴い、熱中症対策の必要性も高まっていることから、予防行動の呼びかけや公共施設へのエアコン設置、民間事業所と連携したクーリングシェルターや涼みどころの指定など、対策を講じてまいります。

(8) の公園整備についてであります。

新しい公園の整備については、令和9年度の供用開始に向けて屋外遊具等の各種施設整備と屋内遊戯施設の建設を行ってまいります。

新しい公園が「子どもが安心して遊べる場所」、そして、町民が気軽に集うことができ、まちのにぎわい創出や活性化、次世代の成長支援にもつながる施設となるよう、整備を進めてまいります。

また、既存の公園については、遊具施設等の安全点検と環境整備を行い、適切な管理をしてまいります。

次に、基本目標5の次世代に引き継ぐことができるまち。

(1) の町民が活躍するまちについてであります。

町民がまちの課題や問題を認識して意見やアイデアを提案し、主体的にまちづくり活動に取り組むことは、元気なまちをつくり上げていく上で重要であります。町民主体のまちづくり活動に対し、交付金による財政的な支援を行うことにより、多彩な活動の促進及び機運醸成を図ってまいります。

町内会活動については、人口減少や少子高齢化、町内における世帯数の偏重などにより、役員の成り手不足や活動の縮小が見られ、コミュニティ機能の維持が危ぶまれる町内会が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、各地域の実情に寄り添いつつ、様々な支援を行ってまいります。

広報活動については、公式ウェブサイトと広報紙を両輪とし、町民通信員制度も活用しながら地域の魅力や課題から身近な情報まで幅広く紹介することで、分かりやすく親しみやすい広報に努めてまいります。また、デジタル技術を活用し、幅広くまちの情報を発信していくため、SNSの活用を進めるほか、新たにLINEを活用したシステムを整備してまいります。

広聴活動については、まちの情報をオープンにし、町長とのふれあいミーティングや地域分担制、まちづくり意見公募、各種アンケート調査など様々な意見提出機会を提供することで、町民が意見や要望を出しやすい環境を整えてまいります。

(2) の行財政運営についてであります。

諸物価の上昇による町政運営に係る費用の増嵩など厳しい地方財政状況が続く中であって、令和8年度は昨年度に引き続き大型の投資事業が計画されていることから町債の発行額も多額となっております。計画的な町債の返済を進めておりますが、町債残高については依然として高い水準にあります。

「第6次まちづくり推進総合計画」後期計画の着実な推進を図る上からも、新たに策定した「第6次行政改革大綱」に基づき行政改革の取組を推進し、財政運営の効率化を図り、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

行政事務のDXの推進については、昨年度、自治体情報システムの標準化への移行を実施し、今後、本格的な運用が始まってまいります。他の庁内業務についても引き続き調査・研究を行い、業務の改善に努めてまいります。

人口減少が進む中、行政サービスを効率的・効果的に提供するために、近隣市町村と連携を図り、互いの魅力を生かしながら役割分担し、連携・協力してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、圏域全体で生活を支えるための機能を維持・向上することで安心して暮らせる地域社会を実現し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組を進めてまいります。

(3) の移住・定住、交流、関係人口の拡大についてであります。

地方の持続的な発展を目指す「地方創生」の取組について、「広尾町総合戦略」に基づき、都市部からの住民の受入れなど移住・定住や関係人口拡大に係る施策を進めてきたところであります。

地方に魅力を感じた若い世代が定住し、企業や都市部の住民から支援を得ることができる魅力的で活気のあるまちを目指し、地域おこし協力隊制度を活用して、移住・定住の促進や空き家対策、都市部との交流などを進めてまいります。

令和4年度から開始した奨学金返還支援助成を継続し、町内で人材が不足する職種の働き手を確保するとともに、子育て支援制度の充実により若い世代の定住と就業の促進を図ってまいります。

また、二地域居住やワーケーションといった多様化する移住ニーズに対応できるよう、相談窓口や移住体験などの受入れ体制の充実を図ってまいります。

結婚対策では、結婚に伴う新生活に係る費用への助成を行うとともに、様々な職種の町民が交流するイベントを開催し、結婚生活への支援や出会いの場の創出に取り組んでまいります。

地域間交流については、関係人口の拡大に大きく寄与することから、西海市、芽室町、東京都荒川区との交流の絆を深めるとともに、従来行っている交流を継続し、関係人口のさらなる拡大と、まちのにぎわいの創出に努めてまいります。

以上、令和8年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、本町におきましても、諸物価等の高騰の影響を受け歳出は増大している一方で、歳入は慢性的に不足している状況下にあります。

新たに策定した第6次行政改革大綱に基づき、今年度からの3年間で集中的な事務事業の見直しに取り組み、計画的な財政運営による財政基盤の健全化を推進し、「すべての世代が希望をもって住み続けたい」と思えるまちづくりを町民の皆様と共に進めてまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

昼食のため、休憩します。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

本会議を再開します。

◎日程第8 令和8年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第8、令和8年度教育行政執行方針について説明を求めます。

山岸教育長、登壇願います。

1、教育長（山岸） 令和8年第1回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

はじめに。

デジタル技術の高度化やグローバル化の進展などにより、社会や経済状況の変化が目まぐるしく進んでおり、教育を取り巻く課題も変化しています。

このような中、未来を担う子どもたちが、自分や他者を価値のある存在として尊重し、相互に多様性を認め合い、豊かな人生を切り拓く力を身につけられるよう、子どもたちが持つ可能性を引き出し、広げていく教育を進めるとともに、学校・家庭・地域はもとより、関係機関、関係団体等と連携を深めながら、必要な資質能力を育む教育を推進してまいります。

また、教育、文化、スポーツの振興により豊かな心を育み、心身ともに健康で生き生きと暮らし

ながら、学習の成果が地域に生かされ、社会の発展に貢献できる人づくりを目指します。

学校教育関係についてであります。

学校教育では、子どもたちの命と健康を守るとともに、学びを保障する体制の充実を推進してまいります。未来を担う子どもたちが、自分のよさや他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、心豊かにたくましく、あらゆる社会的変化を乗り越えていく力を身につけることができるように、地域の力を結集したコミュニティ・スクールの取組を生かし、学校・家庭・地域がともに目指す子どもの姿を共有することで、確かな学力の定着と自己肯定感・ウェルビーイングの向上に努めてまいります。

「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を定着させ、社会に開かれた教育課程により「確かな学力」と「よりよく問題を解決する資質や能力」を育むためには、個々のきめ細かな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、小・中学校に教員補助員を配置するとともに、中学校に教科指導助手を配置し、指導の充実を図ってまいります。

I C Tを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に進め、「児童生徒を主語にした授業」を行ってまいります。授業内容の理解については、全国学力・学習状況調査や各種学力調査等により、学習内容の定着を定期的に検証し、確かな学力の定着を行ってまいります。また、学校におけるI C T化を進め、A Iやデジタル教材等による児童生徒の学習意欲の向上や、教職員のウェルビーイング向上を図ってまいります。

インターネットやS N Sの利用は、情報の収集や発信に優れている一方で、いじめや犯罪に巻き込まれ、加担をしてしまう危険性があります。児童生徒には、情報モラル教育や道德教育の徹底をはじめ、家庭と連携した利用のルールづくりや道德的判断の育成を進めてまいります。

いじめの対応については、学校・家庭・地域が子どもたちの日々のささいな変化や兆候を見逃さず、早期発見と早期対応の徹底を行い、「いじめはどんな理由があっても許されない」という共通した認識の下、未然防止に向けた学習機会や啓発機会の確保、いじめを防止する組織的な学校の体制づくりを推進してまいります。

1人1台のタブレット端末を活用し、学校生活の心理テストであるWEB-Q Uテストを実施することで、不登校やいじめの早期発見と未然防止、学校生活の質の向上に努めてまいります。また、不登校や困りごとを抱えている子どもたちには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実、不登校児童生徒の居場所づくりなど、支援を進めてまいります。

健やかな体の育成については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、学校体育、少年団、部活動による体力・運動能力の向上を図るほか、フッ化物洗口による虫歯の予防、食育推進計画による心身ともに豊かな健康の保持増進を図ってまいります。

外国語教育の充実につきましては、グローバル化する社会で活躍する人材の育成に資するよう、外国語指導助手の活用や対話を重視した授業の充実に取り組んでまいります。

また、シンガポールへの中学生海外研修派遣事業を継続し、語学学習や異文化交流を通じて国際

的視野を持つ人材の育成を推進してまいります。

特別支援教育においては、障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加に向け、充実感や達成感を得ながら生きる力を身につけることができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援に取り組んでまいります。あわせて、保・小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努め、切れ目のない組織的・継続的な教育を推進してまいります。

教職員の資質向上については、研修への参加促進や十勝教育局による要請訪問の積極的な活用など、実践的指導力の向上を図ることで、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりを進めてまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、長崎県西海市との協議により、これまで2か年かけて実施してきた受入事業と派遣事業を令和8年度より隔年による単年での実施方法に改めることとしており、相互交流のさらなる発展を目指してまいります。

中高一貫教育は、「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、「確かな学力の定着、人間性・社会性の向上、地域に貢献する生徒」を目指す生徒像として、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に生かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。

また、広尾高校の存続に向けては、公設民営塾の開設など、多くの生徒に選ばれる魅力的な高校となることを目指し、町長部局と連携しながら支援を進めてまいります。

学校間の連携は、小・小及び小・中の連携に引き続き取り組むとともに、ふるさとを学ぶ「ひろお学」による小・中・高の連携をさらに推進してまいります。

学校における働き方改革については「学校における働き方改革広尾町アクション・プラン（第3期）」で定めた業務改善を図るとともに、それにより教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めます。

学校施設につきましては、広尾小学校体育館の暖房機更新、図書室のリニューアル、広尾中学校の照明のLED化など、今後も引き続き子どもたちの学習・生活の場として計画的かつ適切な維持管理を行うとともに、より安全で快適な教育環境の整備に取り組んでまいります。

スクールバスにつきましては順次更新し、必要に応じて随時修繕等を行いながら、適切な車両の維持管理と、より一層の安全な運行に努めてまいります。

学校給食については、児童生徒の心身の成長と健康を支える上で必要な栄養バランスの取れた安心安全な給食を提供するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の充実を推進してまいります。

また、地元の食材を活用した「ふるさと給食」を通して地域の産業や食文化の学びに取り組むことで地域への愛着を育みつつ、食への知識や関心が高まるよう努めてまいります。

学校給食費については、食材費が値上がりの傾向にありますので適正な給食費となるよう改正を行いますが、子育て世帯の負担軽減のため、本年度も引き続き小中学生については無償化に取り組み、高校生の給食費については据え置きます。

社会教育関係についてであります。

第3次広尾町生涯学習推進計画を基本に、町民が希望する学習機会を提供し、地域でその力を発揮できるよう、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

「広尾っ子応援団」については、引き続き児童生徒の自己肯定感の醸成と、地域住民の教育への関心向上、そして活動への参加促進に努めてまいります。

芸術・文化に関わるサークル活動については、各団体の活性化を後押しするとともに、若年層の参加促進や担い手育成が進むよう、引き続き連携してまいります。

野塚公民館及び音調津総合センターについては、地域の文化・交流の拠点として利便性の向上を図りつつ、適正な管理を行ってまいります。

博物館等については、郷土の歴史や伝統文化を次世代へ継承する役割を担う施設として、効率的な運営に努めるとともに、博物館機能や魅力の向上を目指し、引き続き学芸員の募集等に取り組んでまいります。

また、坂本直行氏をはじめ広尾町の発展に多大な貢献をされた方々の歴史的価値を再認識していただけるよう取り組んでまいります。

あわせて、史跡の保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成については、地域の人材や資源を活用し、子どもたちの豊かな人間性と健やかな心身の育成に向け、継続して取り組んでまいります。

国際交流については、中高生の海外研修派遣事業を通じ、英語力だけでなく、国際的な視野や知識の習得を目指すとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力向上の一環として、キッズ英会話教室を継続して実施してまいります。

シーサイドパークに生育するオオバナノエンレイソウについては、専門家のアドバイスをいただき、周辺環境を整備するなどの自然保護活動を実施しながら植生の観察等の保全活動を引き続き実施してまいります。

青少年活動の場である勤労青少年ホームについては、安心して利用できるよう、適正な施設管理に努めてまいります。

スポーツ振興については、総合型地域スポーツクラブの設立を見据え、各世代に応じた事業の継続によりスポーツへ親しむ環境づくりを進めるとともに、体育連盟やスポーツ少年団などの関係団体や地域との連携強化に努めてまいります。

少子化や教員の働き方改革に伴う部活動の新たな在り方については、インストラクターによる部活動支援を継続し、教員の負担軽減を図るとともに、関係団体と連携しながら地域展開を段階的に進めてまいります。

体育施設については、利用者が快適に活動できるよう、適切な管理に取り組んでまいります。

図書館については、利用の促進を図るとともに、町民のニーズに合わせた図書の収集を進めるなど、さらに利便性を高め読書活動の推進を図ってまいります。

また、「ブックスタート」「出前おはなし隊」などの取組を、ボランティアの協力を得ながら実施してまいります。加えて、児童生徒の読書意欲を支えるため小中学校との連携に努めてまいります。

児童福祉会館については、社会教育関係団体や図書館サークル等の活動拠点として支援を行うとともに、利用者が安全に活動できるよう、適正な施設管理に努めてまいります。

むすびに。

以上、令和8年度の教育行政の執行に関する重点政策を申し上げます。

本年は、5年計画である広尾町教育大綱の見直し後、最初の年であり、新たな教育大綱に掲げる「持続可能な社会の創り手を育む」「誰一人取り残されない子どもの学びと育ちの環境を整える」「地域と産業を担う人を育む」「生涯を通じて学び続ける人を育む」を目指し、引き続き町長部局との緊密な連携の下、教育施策の推進、環境づくりに取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、令和8年度教育行政執行方針とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、9日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時まで、または散会后2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第9 諮問第1号

1、議長（堀田） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員である鈴木博美氏が本年6月30日をもって任期満了となります。

鈴木氏は、令和5年7月1日に同委員に就任以来、3年にわたり町民の人権擁護に関わる相談業務など熱心に取り組んでいただき、感謝を申し上げます。

つきましては、鈴木氏の後任として、村上洋子氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

村上氏は、昭和38年10月6日のお生まれで、平成3年6月から令和6年3月までの33年間、広尾町職員として医療・福祉の現場を中心に町民の健康増進、介護予防にご尽力いただいた方です。また、現在は、栄町町内会の女性部次長として、町内会活動においてもご活躍されております。地域住民からの信望も厚く、高齢者や障がい者の人権の分野において識見も高いことから、人権擁護委員として適任者であると考え、提案させていただきました。

以上、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略

します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

◎日程第10 議案第4号

1、議長(堀田) 日程第10、議案第4号 広尾町名誉町民の決定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第4号 広尾町名誉町民の決定について提案理由を申し上げます。

本案は、広尾町名誉町民の決定について、広尾町名誉町民条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

候補者は、東京都墨田区亀沢1丁目16番1、保志信芳氏、年寄の名は八角信芳氏であります。

昭和38年6月22日生まれの現在62歳であります。

議案資料1ページをお願いいたします。

候補者の略歴であります。

議案資料の1ページであります。

保志氏は、昭和38年に広尾町でお生まれになり、広尾町立広尾中学校在学中の14歳で故郷を離れ、九重部屋に入門されて以降、人一倍の稽古と努力により順調に出世を重ねられ、四股名を北勝海と改めた昭和61年に大関昇進、そして、昭和62年に横綱昇進を果たしました。平成4年の引退までの間、生涯戦績は591勝286敗109休、幕内優勝は8回を数えたところであります。

本町におきましても、3度にわたる祝賀パレードの開催や町民栄誉賞の贈呈をさせていただき、何より町民に大きな感動と夢や希望を与える存在として活躍をたたえる声がやまなかったことは、記憶に新しいところであります。

また、引退後は程なくして八角部屋を起こされ、後進の育成に意を注いだほか、平成7年から平成11年までの5年間の間に4度にわたりシーサイドパーク広尾での夏合宿を約1か月間開催し、その間、中高生への講演会の実施や少年相撲教室の開催、交通安全街頭啓発、老人ホームへの慰問や盆踊り大会への参加など、多岐にわたり本町へご貢献くださいました。

平成27年には、日本相撲協会の理事長に選出され、現在に至るまで5期10年にわたり我が国固有の国技である大相撲の伝統と秩序を維持し、相撲界の先頭に立って手腕を発揮されております。

以上の功績から、保志氏は、広く社会文化の興隆に寄与し、かつ町民から郷土の誇りとして深く尊敬されていると考えられるため、広尾町名誉町民としてその功績と栄誉をたたえるべきと考え、ご提案申し上げるものであります。

なお、提案に先立ち、2月3日に開催された広尾町名誉町民審査委員会に諮問した結果、異議なしとして答申をいただいたところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第4号 広尾町名誉町民の決定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第5号 広尾町観光案内所指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第5号 広尾町観光案内所指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

本案は、指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、広尾町観光案内所でありまして、指定管理者として指定する事業者につきましては、広尾郡広尾町公園通南2丁目9番地2、株式会社O2、代表取締役尾矢利昭氏であります。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

事業者の選定につきましては、昨年9月8日から10月24日までの期間に公募した結果、株式会社O2、1社からの応募があり、指定管理者の指定手続等に関する関係規定に基づき指定管理者候補者選定委員会に諮問し、令和8年1月22日に同委員会が開催され、関係書類審査の結果、指定管理者とすることが適当であるとの答申を受け、当該事業者を指定管理者に指定したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第5号 広尾町観光案内所指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第6号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第6号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について提案理由を申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、広尾町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

国の過疎地域対策として令和3年4月に新たな過疎法が施行され、本町においても持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための各種取組について定めた広尾町過疎地域持続的発展市町村計画を策定しましたが、計画期間が令和3年度から7年度までの5か年であり、今年度で計画期間が終了することから、新たに令和8年度から12年度までの計画を策定するものであります。

本計画を策定することで、過疎対策事業債による支援や国庫補助金の補助率のかさ上げ、課税免除に伴う減収補填等の支援を受けることができます。

本計画は、北海道が定める過疎地域持続的発展方針に基づき策定しており、その内容等につきましては、まちづくり推進総合計画や総合戦略、公共施設等総合管理計画と整合性を図っております。

また、計画策定に当たりましては、北海道との事前協議が調っているところであります。

議決後は、総務大臣ほか関係6大臣に計画を提出する運びとなっております。
以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第6号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号～日程第14 議案第8号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第7号 広尾町乳児等通園支援事業に関する利用者負担額及び定員を定める条例の制定についてと日程第14、議案第8号 広尾町認定こども園条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第7号 広尾町乳児等通園支援事業に関する利用者負担額及び定員を定める条例の制定について及び議案第8号 広尾町認定こども園条例の一部改正についての2件について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件につきましては、子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和8年4月から実施される乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を認定こども園ひろお保育園において実施できるよう所要の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、子育て支援室長から補足説明をいたさせます。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、補足説明させていただきます。

議案資料の2ページをお願いいたします。

議案第7号及び議案8号、一括して説明させていただきます。

それでは、議案資料2ページのまず1、事業の目的であります、保護者の就労要件等にかかわらず、全ての子どもの育ちの場を保障し、子育て家庭の孤立感・負担感の軽減を図ることを目的として、令和8年4月から全国各市区町村で実施され、広尾町も行うものであります。

2の事業の概要であります、(1)の事業内容と(2)の対象者であります、保育園に在籍していない6か月から3歳未満の乳児を月10時間以内で保育の提供を行うものであります。

(3)、実施施設は、広尾町は認定こども園ひろお保育園で行います。

(4)、実施方法は、一般型と余裕型、2通りありますが、広尾町は定員を定める方式の一般型で行います。

(5)、実施時間は、午前9時から11時の2時間とします。

次に、3ページになります。

3、条例改正及び制定の内容であります。

(1)、議案第7号の広尾町乳児等通園支援事業に関する利用者負担額及び定員を定める条例の制定についてになりますが、制定理由として、この事業の適正かつ安定的な運営を図るため、利用者負担金及び受入れ定員について条例で定めるものであります。

主な内容であります、ア、利用者負担金は1時間300円、イ、定員は1日2人以内、ウ、その他で負担金の徴収方法、減免規定を定め、委任規定の詳細は規則で定めるとするものであります。

次に、(2)の議案第8号になりますが、広尾町認定こども園条例の一部改正についてであります、改正理由は、この乳児等通園支援事業を認定こども園ひろお保育園の業務として位置づけるものであります。

主な改正内容であります、事業内容に「乳児等通園支援事業」を追加し、そのほか所要の文言の整理をしたものであります。

4の施行期日は、令和8年4月1日からであります。

5、この制度により期待される効果であります、家庭での子育てを行う保護者の孤立感や負担の軽減、乳児期からの集団生活による発達支援、保護者のリフレッシュ機会の確保となっております。

それで、ここにはちょっと記載していませんが、現在、町の子育て支援センターで行っております一時保育の子どもや、あと今後、保育園に通うであろうまだ保護者以外の方の保育や養育を経験していない子どもをひろお保育園の集団保育に慣れさせるための場所になるのかなというふうに考えているところであります。

以上で、簡単ではありますが、提案理由の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第7号 広尾町乳児等通園支援事業に関する利用者負担額及び定員を定める条例の制定についてと議案第8号 広尾町認定こども園条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号と議案第8号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第7号 広尾町乳児等通園支援事業に関する利用者負担額及び定員を定める条例の制定についてと議案第8号 広尾町認定こども園条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

1、議長(堀田) 日程第15、議案第9号 広尾町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第9号 広尾町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

令和7年度の税制改正において、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことによる介護保険料収入の減少を防ぐ観点から、第1号被保険者へ本税制改正による影響を遮断するため、介護保険法施行令が改正されたところであります。

令和7年度に住民税非課税の方が本税制改正による給与所得控除の最低保障額引上げ後も引き続き住民税非課税となるよう就労調整を行った場合、影響遮断により課税扱いとなってしまう場合があります。そのような場合は、介護保険法第142条に定める特別の理由に該当するとして、当該者の保険料を令和8年度算定において、課税非課税の判定について住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できるとされました。本案は、本減免措置に対応するためのものであります。

議案資料の5ページ、6ページに改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、附則におきまして、本条例は、令和8年4月1日から施行したいとするものであります。
以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第9号 広尾町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第10号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第10号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本条例改正は、子ども・子育て支援法等の改正により、子ども・子育て支援納付金を徴収することとなり、国民健康保険におきましても、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が本年1月15日に公布されたことに伴い、これらの法律等の施行に合わせ、当該条例に支援納付金の課税等に関する条文を追加する改正をしたいとするものであります。

条例改正の詳細につきましては、住民課長から補足説明をいたします。

議案の14ページであります。附則におきまして、附則第1項の施行期日を関係法令の施行日に合わせ、令和8年4月1日から施行したいとするもので、第2項の適用区分は、本条例の改正後の規定は令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については従前の例によるとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料のほうで説明いたしますので、議案資料7ページをお願いいたします。

広尾町国民健康保険税条例の一部改正の概要であります。

初めに、1の子ども・子育て支援納付金課税額の追加であります。

国保税課税額につきましては、下のページ、8ページをご覧くださいと分かりやすいと思いますが、現在、医療分、後期高齢分、介護分の合算額を徴収しておりますが、令和8年度から子ども・子育て支援納付金課税額を新たに徴収することとなり、所得割を0.29%、均等割を1,100円、平等割を1,000円、いずれも北海道より示された統一保険料率を定めたいとするものであり、2月20日開催の国民健康保険運営協議会において諮問し、ご審議をいただいた結果、適当であるとの答申を受けているものでございます。

資料7ページ、2の子ども・子育て支援法の改正であります。

内容といたしましては、破線太枠内に記載のとおり、子ども・子育て支援金は、独身の方、子育てを終えた方、高齢者を含む全ての世代や企業からも拠出いただき、子育てをみんなで支え合う仕組みとなっており、子育て世帯からも拠出いただくもので、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などを通じて子育て世帯に還元され、子ども1人当たりの給付を拡充することを目的としております。

支援金徴収の流れについては図に示したとおりで、支援金納付金の主な対象費用につきましては、その下に記載した①の児童手当の拡充から⑥の国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除などとなっております。

次に、3の医療保険各法等の改正であります。

子ども・子育て支援法の改正に伴い医療保険各法が改正され、国民健康保険におきましても国民健康保険施行令等が改正となり、賦課・徴収のほか低所得者軽減措置や18歳以下の支援金均等額の全額軽減措置を講ずることが定められたものであります。

次のページをお願いします。

今回の条例改正であります子ども・子育て支援金分の加算による影響額であります。

ページ中ほどの2の国保税影響額についてですが、世帯別の国保税の総額をお示しするため、課税項目ごとに算出する記載としております。

初めに、①の1人世帯で年金収入が150万円、低所得者軽減7割の場合についてであります。右側の表、二重線で囲っている箇所が子ども・子育て支援金分の課税額となります。均等割については被保険者1人分1,100円から7割を軽減した330円が、平等割については1,000円から7割を軽減した300円が課税され、計630円、100円未満を切り捨てた600円が増額となり、国保税の合計は2万1,600円となります。

次のページ、②の夫婦2人世帯で年金収入の合計が280万円の場合についても、同様に均等割、平

等割について7割が軽減され、900円増の総額3万3,100円。

次の③についてですが、夫婦ともに40歳以上の2人世帯で夫の給与収入が380万円の場合は、9,400円の増、総額41万5,700円。

④の夫婦2人と未就学の子ども1人世帯で夫の給与収入が460万円の場合は、子ども・子育て支援金分に子どもの均等割はかかりませんので、均等割は夫婦2人分となり、1万1,300円増の総額で44万2,500円となるものです。

下のページ、⑤につきましても、18歳未満の子ども2人には均等割はかかりませんので、均等割は夫婦2人分となり、1万9,600円の増、総額94万4,800円となるものであります。

なお、次のページからは、新旧対照表となっております。

主な内容としては、条例本文に子ども・子育て支援納付金課税額を追加する改正のほか、減額規定に当該支援納付金を減額する規定をそれぞれ追加しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） ただいまの国保税の一部改正についての説明がありましたけれども、今回、子ども・子育て支援金の上乗せということで、国保を含む後期高齢者医療制度から被用者保険、こういった全ての健康保険料に上乗せする内容となっております。

それで、先ほどの説明の中で、この資料の9ページなのですが、④の夫婦2人と未就学の子ども1人世帯の場合、現行43万1,200円の国保税額が子どもの支援金を加えた額が44万2,500円、1万1,300円の増額となっておりますけれども、上昇率が2.6%という形になっております。

本来、国保税、以前からも議論していますけれども、もともとの他の健康保険と比べると収入から見て国保税が割高というふうになっているのですけれども、例えば、今回この④の世帯の2.6%の引上げに対して、被用者保険の引上げ額、例えば共済組合の場合の負担率だとどのようになっているのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 共済組合、協会けんぽともに標準報酬額に0.23%を掛けて保険料を徴収することとなっております。

以上です。

1、議長（堀田） 10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 今、共済組合の場合0.23%という説明でしたけれども、これはいわゆる被保険者と加入者と使用者といいますか、2分の1の負担になると思うのです。ということは0.115%というふうな負担割合になると思うのですけれども、そうすると、国保の場合が2.6%ですから、倍以上の引上げという形になります。先ほども言ったように、もともとその国保税というのは他の健康保険より高いという中で、さらに共済組合の倍以上の今回の引上げという形になっています。

そもそも子育て支援については、いわゆる国保ですとか、社会保険の事業の対象ではなく、国保のもともとの目的というのは、病気などのそういった医療給付を受けるために保険料を納める相互扶助と、そういったものでありますし、他の被用者保険も同じだというふうに思っております。

そういった意味で、医療保険料を少子化対策に流用するということは、大きくその目的に逸脱をしているということになるかと思うのですけれども、その点についてどのように認識されているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 今回の改正につきましては、法律の改正により国民健康保険法施行令の改正にそのまま沿った形となっており、北海道より示されたものに関しましても、改正の趣旨を十分踏まえた内容になっているものと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

これより議案第10号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎議員、登壇願います。

1、10番（前崎） 議案第10号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の反対討論を行います。

本条例改正案は、本年4月から被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度など、全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せし徴収するとしています。

2024年に改正子ども・子育て支援法が成立し、給付面では児童手当の拡充や妊婦等の経済的負担の軽減などの事業が実施されますが、これらは本来、国庫負担で実施すべきものであります。

国民健康保険は、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられる国民皆保険制度の根幹を支え、加入者が保険料を出し合う相互扶助に基づく国保法に規定しています。

そもそも子育て支援は、国民健康保険などの社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策

に流用すること自体、疾病や健康リスクに備えるという公的医療保険の目的からも大きく乖離しております。医療とは異にする政策を保険料に上乗せする必然性はなく、これらが前例になれば、医療とは無関係な政策まで医療保険料が利用される危惧が生じると考えます。

よって、本改正案に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

◎日程第17 議案第11号～日程第18 議案第12号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第11号 広尾町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてと日程第18、議案第12号 広尾町青少年研修センター設置条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第11号 広尾町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第12号 広尾町青少年研修センター設置条例の一部改正についての2件について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、本年4月から徴収が開始される北海道宿泊税について、各施設に宿泊する方から広尾町が特別徴収義務者として利用料金と合わせて徴収ができるよう、条例を改正するものであります。

議案資料の25ページと26ページにそれぞれ新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

なお、それぞれの附則におきまして、本条例2件は、令和8年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第11号 広尾町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてと議案第12号 広尾町青少年研修センター設置条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号と議案第12号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第11号 広尾町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてと議案第12号 広尾町青少年研修センター設置条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第13号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第13 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第13号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、国土交通省からの通達により改正を行うものでありまして、災害等の発生により地元の指定給水装置工事事業者の確保が困難となり、個人が管理する宅内配管の復旧に遅れが生じるおそれがある場合において、必要と認めるときは他の市町村長の指定を受けた事業者が給水装置工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものであります。

議案資料の27ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご確認をいただければと思います。

なお、附則におきまして、本条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第13号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日5日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時59分